

今後の検討の基本的な方向性について

今後の検討の基本的な方向性

新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会開催要綱（抄）

1. 開催趣旨

これからの社会経済情勢の変化に地方公共団体が即応していくため、地方公共団体の政策形成手続や行政運営をはじめ社会経済活動全般の効率化を図る観点から、地方財務会計制度全般の見直しについて幅広く議論を行うことを目的として「新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会」を開催する。

新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会中間報告（抄）

第1 本研究会の問題意識

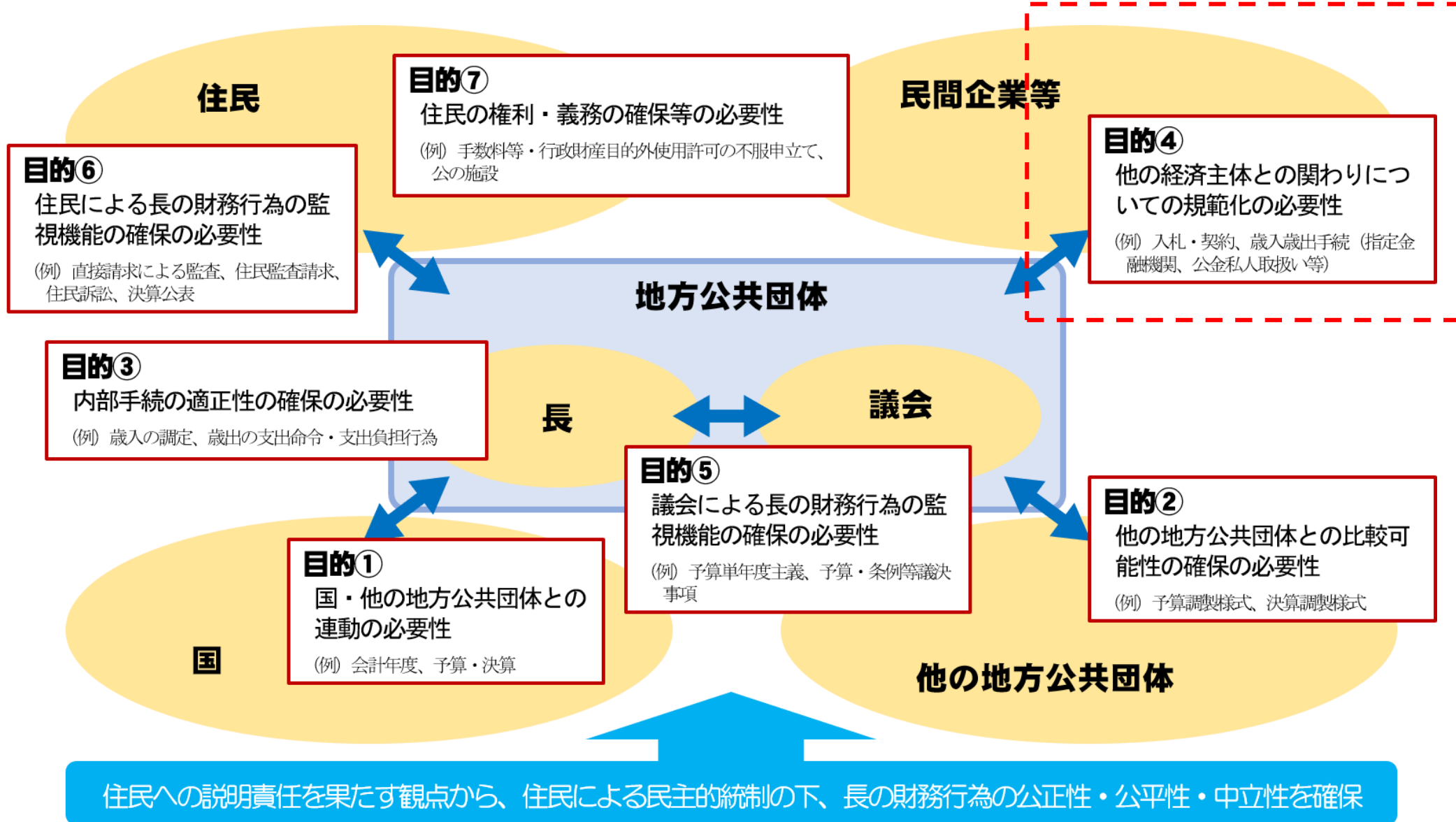
（略）検討の手順としては、昨今の社会全体のデジタル化の進展等を踏まえ、まずは、民間企業や地方公共団体等からも強い要請が寄せられている「公金の収入・支出委託等の制限の見直し」について検討を進め、本研究会としての見直しの方向性を本中間報告により提言する。その他の事項についても、地方公共団体における政策形成手続や行政運営はもとより社会経済活動全般の効率化を図る観点から、その見直しの方向性について引き続き検討していくこととする。その際、地方財務会計制度の規律密度を緩和する等の横断的な視点から現行制度を検証して具体的な見直しの方策を検討していくこととするが、以下のような事項については、幅広い議論が必要なため、今後の検討・取組に資するように課題や論点を整理していくこととしたい。

- ・ 予算・決算制度のような国の会計制度との連動が強く要請されている事項
- ・ 入札・契約制度のような官民を通じて利害関係者が多数あり、十分な調整を要する事項
- ・ 長と議会の権限配分に関わる事項

第4 今後の検討事項

（略）本研究会としても引き続き、地方財務会計制度の規律密度を緩和する等の横断的な視点から現行制度を検証して具体的な見直しの方策を検討していくこととする。

地方財務会計制度の目的



※注 「新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会中間報告書」「第2 現行制度の基本的な考え方と改正経緯」「1. 現行制度の基本的な考え方」を基に作成

地方財務会計制度の目的と見直しの方向性①

目的①

国・他の地方公共団体との連動の必要性

(例) 会計年度、予算・決算

見直しに当たっての主な論点・要請

- 地方公共団体の独自性・裁量を拡大すべきではないか。

<過去の改正例>

- ・ 普通財産である土地の信託の可能化(S61法改正)
- ・ 行政財産である庁舎等の貸付けの可能化(H18法改正)

見直しの視点 (イメージ)

- 国と地方公共団体において共通化した財務行為による行政の効率化の必要性の検証
- 我が国の社会経済活動全般との関係の調整

見直しの方向性 (イメージ)

- 国の財務会計制度との調整を含め、国民的な議論を求め、国民的なコンセンサスが得られる範囲において見直しの対象とするか。

地方財務会計制度の目的と見直しの方向性②

目的②

他の地方公共団体との比較可能性の確保の必要性

(例) 予算調製様式・決算調製様式

見直しに当たっての主な論点・要請

- 地方公共団体の財務会計に関する説明責任を強化すべきではないか。

<過去の要望例>

- ・ 歳出予算の節の区分を任意に設定できるようにすること(H29分権提案⇒対応せず)

見直しの視点 (イメージ)

- 地方公共団体間の比較による説明責任の向上の必要性の検証
- デジタル化の進捗を踏まえたICTの活用による比較可能性の向上の可能性の検証

見直しの方向性 (イメージ)

- 地方公共団体の説明責任の向上等の立法事実があれば、見直しの対象とするか。
- ICTの活用を前提として、地方公共団体の説明責任を向上させるかたちで、見直しの対象とするか。

地方財務会計制度の目的と見直しの方向性③

目的③

内部手続の適正性の確保の必要性

(例) 歳入の調定、歳出の支出命令・支出負担行為

見直しに当たっての主な論点・要請

- 地方公共団体の財務会計制度の実務を簡素化・効率化すべきではないか。

<過去の改正例>

- ・ 支出命令の方法を明文化(H16法改正)
- ・ 条例で定める契約を長期継続契約の対象として追加(H16法改正)
- ・ 内部統制方針の策定(H29法改正)

見直しの視点 (イメージ)

- 効率性を重視することによる適正性水準の低下の妥当性の検証、又は適正性水準を確保しながら他の代替措置等があるか等について検証

見直しの方向性 (イメージ)

- 適正性水準の低下又は代替措置の妥当性が見出せる範囲において見直しの対象とするか。

地方財務会計制度の目的と見直しの方向性④

目的④

他の経済主体との関わりについての規範化の必要性

(例) 入札・契約、歳入歳出手続（指定金融機関、公金私人取扱いを含む）

見直しに当たっての主な論点・要請

- 地方公共団体ごとの事務処理の取扱いの差異による企業側のコストを低減すべきではないか。
- 地方公共団体の独自性・裁量を拡大すべきではないか。

<過去の改正例>

- ・ クレジットカード納付のための制度創設(H18法改正) ⇒ 電子マネー納付のための制度創設(R3法改正)
- ・ 私人委託が可能な歳入の拡充(H15,H16,H23,H29,H30,R4令改正)
- ・ 契約書を電磁的記録により作成する場合の措置を規定(H14法改正) ⇒ 電子契約におけるLGPKIの職責証明書の利用を可能化(R2則改正) ⇒ 電子契約における電子証明書等の種類の制限廃止(R2則改正)

見直しの視点（イメージ）

- 社会経済活動全体の効率性の確保の観点から、国による準則の範囲を拡大することの妥当性の検証
- 地方自治の本旨を重視することによる社会経済活動全体のコスト増の妥当性の検証

見直しの方向性（イメージ）

- 社会経済活動全体の効率性と地方自治の本旨の調和点が見出せる範囲において見直しの対象とするか。

地方財務会計制度の目的と見直しの方向性⑤

目的⑤

議会による長の財務行為の監視機能の確保の必要性

(例) 予算単年度主義、予算・条例等議決事項

見直しに当たっての主な論点・要請

- 長の財務行為の適正性を図る観点から、議会による監視機能を強化すべきではないか。
- 長の財務行為の効率性を図る観点から、議会による監視機能を簡素化すべきではないか。

<過去の改正例>

- ・ 決算不認定の場合に長が講じた措置の議会への報告の制度化(H29法改正)

見直しの視点 (イメージ)

- 長の財務行為の適正性を図る観点から、議会の権限を相対的に強化することの妥当性について検証
- 長の財務行為の効率性を図る観点から、長の権限を相対的に強化することになることの妥当性について検証

見直しの方向性 (イメージ)

- 長と議会の関係において許容される範囲において見直しの対象とするか。

地方財務会計制度の目的と見直しの方向性⑥

目的⑥

住民による長の財務行為の監視機能の確保の必要性

(例) 直接請求による監査、住民監査請求、住民訴訟、決算公表

見直しに当たっての主な論点・要請

- 長の財務行為の適正性を図る観点から、住民による監視機能を強化すべきではないか。
- 長の財務行為の効率性を図る観点から、住民による監視機能を簡素化すべきではないか。

<過去の改正例>

- ・ 外部監査契約の制度化(H9法改正)
- ・ 監査基準の創設(H29法改正)
- ・ 内部統制方針・内部統制評価の報告書の公表(H29改正)

見直しの視点 (イメージ)

- 長の財務行為の適正性を図る観点から、監査委員・議会等の内部牽制や国の関与・立法措置等によることとすべきではない監視機能の強化の妥当性について検証
- 長の財務行為の効率性を図る観点から、住民の権利利益を制限することの妥当性について検証

見直しの方向性 (イメージ)

- 地方公共団体の効率性の確保と議会等による内部牽制機能、住民の権利利益の保護との関係性において許容される範囲において見直しの対象とするか。

地方財務会計制度の目的と見直しの方向性⑦

目的⑦

住民の権利・義務の確保等の必要性

(例) 手数料等・行政財産目的外使用許可の不服申立て、公の施設

見直しに当たっての主な論点・要請

- 長の財務行為の効率性を図る観点から、住民の権利確保に関する手続について簡素化すべきではないか。

<過去の改正例>

- ・ 指定管理者制度の創設(H15法改正)

見直しの視点 (イメージ)

- 社会経済活動一般の動向や国民的価値観との調整

見直しの方向性 (イメージ)

- 住民の権利保護水準の低下、その代替措置又は類似の民間サービスの水準との均衡の妥当性が見出せる範囲において見直しの対象とするか。

地方財務会計制度の目的と見直しの視点・方向性について【条文ベース】①

第2回配付資料 資料5
を基に作成

地方自治法	地方自治法施行令	目的						
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
第9章 財務								
第1節 会計年度及び会計の区分								
第208条 会計年度及びその独立の原則	第142条 歳入の会計年度所属区分 第143条 歳出の会計年度所属区分	○	○	○	○			
第209条 会計の区分		○	○	○	○			
第2節 予算								
第210条 総計予算主義の原則		○	○	○	○			
第211条 予算の調製及び議決	第144条 予算に関する説明書 第147条 歳入歳出予算の款項の区分及び予算の調製の様式	○	○	○	○			
第212条 継続費	第145条 継続費	○	○	○	○			
第213条 繰越明許費	第146条 繰越明許費	○	○	○	○			
第214条 債務負担行為		○	○	○	○			
第215条 予算の内容		○	○	○	○			
第216条 歳入歳出予算の区分	第147条 歳入歳出予算の款項の区分及び予算の調製の様式	○	○	○	○			
第217条 予備費		○	○	○	○			
第218条 補正予算、暫定予算等	第148条 会計年度経過後の予算の補正の禁止 第149条 弾力条項の適用できない経費	○	○	○	○			
第219条 予算の送付、報告及び公表	第151条 予算が成立したとき等の通知					○	○	
第220条 予算の執行及び事故繰越し	第150条 予算の執行及び事故繰越し	○	○	○	○			
第221条 予算の執行に関する長の調査権等	第152条 普通地方公共団体の長の調査等の対象となる法人等の範囲			○	○			
第222条 予算を伴う条例、規則等についての制限				○	○	○		
第3節 収入								
第223条 地方税		○					○	
第224条 分担金	第153条 分担金を徴収することができない場合	○					○	
第225条 使用料		○					○	
第226条 旧慣使用の使用料及び加入金		○					○	
第227条 手数料		○					○	
第228条 分担金等に関する規制及び罰則		○					○	
第229条 分担金等の徴収に関する処分についての不服申立て		○					○	
第230条 地方債		○					○	
第231条 歳入の収入の方法	第154条 歳入の調定及び納入の通知			○	○			
第231条の2 証紙による収入の方法等	第155条 口座振替の方法による歳入の納付 第156条 証券をもってする歳入の納付 第157条 取立て及び納付の委託 第157条の2 指定代理納付者による歳入の納付			○	○			
第231条の3 督促、滞納処分等				○	○		○	
第4節 支出								
第232条 経費の支弁等		○	○					
第232条の2 寄付又は補助		○	○					
第232条の3 支出負担行為		○	○					
第232条の4 支出の方法	第160条の2 支出命令			○				
第232条の5	第161条 資金前渡 第162条 概算払 第163条 前金払 第164条 繰替払 第165条 隔地払 第165条の2 口座振替の方法による支出			○	○			

【制度の目的】

- ① 国・他の地方公共団体との連動の必要性
- ② 他の地方公共団体との比較可能性の確保の必要性
- ③ 内部手続の適正性の確保の必要性
- ④ 他の経済主体との関わりについての規範化の必要性
- ⑤ 議会による長の財務行為の監視機能の確保の必要性
- ⑥ 住民による長の財務行為の監視機能の確保の必要性
- ⑦ 住民の権利・義務の確保等の必要性

地方財務会計制度の目的と見直しの視点・方向性について【条文ベース】②

第2回配付資料 資料5
を基に作成

地方自治法	地方自治法施行令	目的						
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
第232条の6 小切手の振出し及び公金振替書の交付	第165条の4 小切手の振出し及び公金振替書の交付 第165条の5 小切手の償還 第165条の6 支払を終わらない資金の歳入への組入れ又は納付			○	○			
第5節 決算								
第233条 決算	第166条 決算	○	○	○	○	○	○	
第233条の2 歳計剰余金の処分	第166条の2 翌年度歳入の繰上充用	○	○					
第6節 契約								
第234条 契約の締結	第167条 指名競争入札 第167条の2 随意契約 第167条の3 せり売り 第167条の4 一般競争入札の参加者の資格 第167条の5 第167条の5の2 第167条の6 一般競争入札の公告 第167条の7 一般競争入札の入札保証金 第167条の8 一般競争入札の開札及び再度入札 第167条の9 一般競争入札のくじによる落札者の決定 第167条の10 一般競争入札において最低価格の入札者以外の者を落札者としてすることができる場合 第167条の10の2 第167条の11 指名競争入札の参加者の資格 第167条の12 指名競争入札の参加者の指名等 第167条の13 指名競争入札の入札保証金等 第167条の14 せり売りの手続	○		○	○			
第234条の2 契約の履行の確保	第167条の15 監督又は検査の方法 第167条の16 契約保証金			○	○			
第234条の3 長期継続契約	第167条の17 長期継続契約	○		○				
第7節 現金及び有価証券								
第235条 金融機関の指定	第168条 指定金融機関等 第168条の2 指定金融機関の責務 第168条の3 指定金融機関等における公金の取扱い 第168条の4 指定金融機関等の検査 第168条の5 指定金融機関等に対する現金の払込み	○		○	○	○		
第235条の2 現金出納の検査及び公金の収納等の監査		○		○		○		
第235条の3 一時借入金		○		○		○		
第235条の4 現金及び有価証券の保管	第168条の6 歳計現金の保管 第168条の7 歳入歳出外現金及び保管有価証券	○		○				
第235条の5 出納の閉鎖		○		○				
第8節 時効								
第236条 金銭債権の消滅時効		○		○	○			○
第9節 財産								
第237条 財産の管理及び処分		○		○	○	○		○
第1款 公有財産								
第238条 公有財産の範囲及び分類		○		○	○			
第238条の2 公有財産に関する長の総合調整権		○		○				
第238条の3 職員の行為の制限		○		○				

【制度の目的】

- ① 国・他の地方公共団体との連動の必要性
- ② 他の地方公共団体との比較可能性の確保の必要性
- ③ 内部手続の適正性の確保の必要性
- ④ 他の経済主体との関わりについての規範化の必要性
- ⑤ 議会による長の財務行為の監視機能の確保の必要性
- ⑥ 住民による長の財務行為の監視機能の確保の必要性
- ⑦ 住民の権利・義務の確保等の必要性

地方自治法		地方自治法施行令		目的								
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		
第238条の4	行政財産の管理及び処分	第169条	行政財産である土地を貸し付けることができる堅固な工作物	○		○	○					○
		第169条の2	行政財産である土地を貸し付けることができる法人									
		第169条の3	行政財産である庁舎等を貸し付けることができる場合									
		第169条の4	行政財産である土地に地上権を設定することができる法人等									
第238条の5	普通財産の管理及び処分	第169条の5	行政財産である土地に地役権を設定することができる法人等									
		第169条の6	普通財産の信託	○		○	○					○
		第169条の7	売払代金等の納付									
		第169条の8	有価証券の出納	○		○	○	○				○
第238条の6	旧慣による公有財産の使用											
第238条の7	行政財産を使用する権利に関する処分についての不服申立て											
第2款 物品												
第239条	物品	第170条	物品の範囲から除かれる動産	○		○	○					○
		第170条の2	関係職員の譲受けを制限しない物品									
		第170条の3	物品の出納									
		第170条の4	物品の売払い									
		第170条の5	占有動産									
第3款 債権												
第240条	債権	第171条	督促	○		○	○					○
		第171条の2	強制執行等									
		第171条の3	履行期限の繰上げ									
		第171条の4	債権の申出等									
		第171条の5	徴収停止									
		第171条の6	履行延期の特約等									
		第171条の7	免除									
第4款 基金												
第241条	基金			○	○	○						○
第10節 住民による監査請求及び訴訟												
第242条	住民監査請求	第172条	住民による監査請求	○		○					○	○
第242条の2	住民訴訟			○		○					○	○
第242条の3	訴訟の提起			○		○					○	○
第11節 雑則												
第243条	私人の公金取扱いの制限	第158条	歳入の徴収又は収納の委託	○		○	○					
		第158条の2										
		第165条の3	支出事務の委託									
		第173条	普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責の基準等	○		○		○				
		第173条の2	法人の経営状況等を説明する書類	○		○		○	○			
		第159条	誤払金等の戻入	○		○						
		第160条	過年度収入									
		第165条の7	誤納金又は過納金の戻出									
		第165条の8	過年度支出									
		第173条の3	普通地方公共団体の規則への委任			○						
第10章 公の施設												
第244条	公の施設				○							○
第244条の2	公の施設の設置、管理及び廃止				○	○	○					○
第244条の3	公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用				○		○					
第244条の4	公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求				○		○					○

【制度の目的】

- ① 国・他の地方公共団体との連動の必要性
- ② 他の地方公共団体との比較可能性の確保の必要性
- ③ 内部手続の適正性の確保の必要性
- ④ 他の経済主体との関わりについての規範化の必要性
- ⑤ 議会による長の財務行為の監視機能の確保の必要性
- ⑥ 住民による長の財務行為の監視機能の確保の必要性
- ⑦ 住民の権利・義務の確保等の必要性